

# 国東市農業災害復旧支援補助金について(お知らせ)

令和6年8月の台風10号による農業災害からの早期復旧による農業経営継続支援を目的に、以下のとおり国東市農業災害復旧支援補助を行います。

## 【1】 農 業 小 災 害 復 旧 支 援 事 業 補 助 金 (復旧事業費：13万円以上40万円未満 / 補助率：事業費の90%)

1. 対 象 者 (農地) …所有者、耕作者等 (農業用施設) …行政区長、受益者団体の代表
2. 補助要件 台風10号により被災した農地、農業用施設の復旧工事で次の要件を全て満たすこと。(国の災害復旧事業の対象を除く)
  - ① 農地(田、畑、樹園地)及び農業用施設(農道、農業用排水路、頭首工、ため池、灌漑排水設備等で受益戸数2戸以上)の復旧工事であること。  
※畑、樹園地については現に耕作し、出荷又は販売を行っていること。
  - ② 原形復旧又は効用復旧(応急仮復旧を除く)を行う工事であること。
  - ③ 土木業者による請負施工であること。  
※ただし、緊急を要する場合等やむを得ない理由がある場合は、申請者による直接施工を認める。
  - ④ 一箇所の工事費が 13万円以上40万円未満 であること。
3. 補助対象経費 上記の補助要件を満たす復旧工事の経費であること。  
(直接施工の場合) 原材料費、機械借上料、燃料費、処分費等 ※人件費は対象外
4. 補 助 額 補助対象経費の90% ※補助上限額36万円 (申請者負担10%)
5. 事業期間 着手時期については事前に要協議

## 【2】 農 業 単 独 災 害 復 旧 支 援 事 業 補 助 金 (復旧事業費：40万円以上 / 補助率：事業費の65%以内)

1. 対 象 者 (農地) …所有者、耕作者等 (農業用施設) …行政区長、受益者団体の代表
2. 補助要件 台風10号により被災した農地、農業用施設の復旧工事で次の要件を全て満たすこと。(国の災害復旧事業の対象を除く)
  - ① 農地(田、畑、樹園地)及び農業用施設(農道、農業用排水路、頭首工、ため池、灌漑排水設備等で受益戸数2戸以上)の復旧工事であること。  
※畑、樹園地については現に耕作し、出荷又は販売を行っていること。
  - ② 原形復旧又は効用復旧(応急仮復旧を除く)を行う工事であること。
  - ③ 土木業者による請負施工であること。
  - ④ 一箇所の工事費が 40万円以上 であること。
3. 補助対象経費 上記の補助要件を満たす復旧工事の経費であること。  
※請負施工業者の見積額と公共事業積算基準を比較して安価な額。
4. 補 助 額 補助対象経費の65%以内 ※補助上限額130万円 (申請者負担35%)
5. 事業期間 着手時期については事前に要協議

(表面) 裏面に続きます

## 【 申 込 方 法 】

- (1) 『国東市農業災害復旧支援事業申込書』に以下の書類を添えて、令和7年3月14日（金）までに国東市役所農政課に提出してください。

《添付書類》

- ① 被災状況が分かる写真
- ② 位置図
- ③ 復旧工事の見積書
- ④ 出荷又は販売を確認できる書類の写し（被災箇所が畑、樹園地の場合のみ）

※ 『国東市農業災害復旧支援事業申込書』は農政課及び各総合支所で配布するほか、市ホームページにも掲載しています。

※ 申込締切日（3月14日）以降も申し込みは受け付けますが、早期着工を希望される場合はお早目の申し込みをお願いします。

- (2) 申込内容を農政課で確認し、後日申請者に可否の結果を連絡します。

- (3) 補助事業に該当した場合は、改めて交付申請手続きをお願いします。

## 【 注 意 事 項 】

- ・ 本補助金は、事前に申込及び農政課との協議が必要です。
- ・ 本補助金は、『原形復旧又は効用復旧（応急仮復旧を除く）を行う工事であること』が補助要件となり、原形に復旧することが不適当な場合のみ、必要最小限の範囲で、原形とは異なる形状、材質、構造等に改良することができます。

《補助対象外の工事の例》

- (例1) 流失した用水路部分に、一時的に通水用のパイプを設置する応急対応の工事
- (例2) 土砂が流入した水路に蓋を設置する工事

## 【 そ の 他 】

- ・ 国による農地・農業用施設災害復旧事業の対象になっている頭首工、用水路の被災で、通水確保を目的とした応急対応としてのポンプ設置及び仮設水路設置等の応急工事等に対する支援事業は、現在検討中です。詳細が決まり次第、対象の区長に後日お知らせします。

## 【 問い合わせ先 】

国東市役所 農政課 農業振興係      電話：0978-72-5167

（裏面）